○国土交通省告示第三十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年一月十二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　登録番号

国土交通大臣　21

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

ビューローベリタスジャパン株式会社

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	鈴木　雅幸
変更後	―

(2)　変更年月日

平成二十二年九月三十日

四(1)　評価員の氏名の変更

変更前	―
変更後	吉田　多雄、吉田　直生、田中　建二、愛甲　義則、大原　正一、藤原　英二、柴田　明徳

(2)　変更年月日

平成二十二年十月十三日

五(1)　評価員の氏名の変更

変更前	―
変更後	田嶋　民子、三浦　寿夫

(2)　変更年月日

平成二十二年十月十五日

○国土交通省告示第三十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年一月十二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　登録番号

国土交通大臣　18

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社ハウスジーメン

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	―
変更後	青木　裕美、川崎　知人

(2)　変更年月日

平成二十二年一月二十九日

○国土交通省告示第三十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六十一条第三項において準用する同法第十条第二項の規定により、登録試験機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同法第六十一条第三項において準用する同法第十条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年一月十二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　登録番号

国土交通大臣　11

二　登録試験機関の氏名又は名称

ビューローベリタスジャパン株式会社

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	鈴木　雅幸
変更後	―

(2)　変更年月日

平成二十二年九月三十日

○国土交通省告示第三十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六十一条第三項において準用する同法第十条第二項の規定により、登録試験機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同法第六十一条第三項において準用する同法第十条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年一月十二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　登録番号

国土交通大臣　13

二　登録試験機関の氏名又は名称

財団法人日本住宅・木材技術センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	山田　滋
変更後	―

(2)　変更年月日

平成二十二年十月一日

○国土交通省告示第三十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第二十三条第一項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務の廃止の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年一月十二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

1　業務を廃止した者の名称　日本建物保証株式会社

2　業務を廃止した者の住所　大阪府大阪市中央区平野町三丁目三番五号

3　業務を廃止した者の登録番号　国土交通大臣登録第三十九号

4　廃止した評価の業務の範囲　評価の業務の全部

5　廃止した年月日　平成二十二年十一月三十日